7　固有事業者又は受託事業者が法第十二条の四第三項に規定する金地金等の仕入れ等を行った場合における当該固有事業者に係る第二十五条の五第四項の規定の適用については、同項中「事業者が」とあるのは「固有事業者（法第十五条第四項に規定する固有事業者をいう。以下この項において同じ。）のその課税期間における」と、「同項」とあるのは「法第十二条の四第三項」と、「を行った課税期間中の当該金地金等の仕入れ等に係る」とあるのは「に係る」と、「合計額（」とあるのは「合計額（以下この項において「金地金等の仕入れ等の額」という。）（」と、「）で」とあるのは「以下この項において同じ。）で」と、「金額）」とあるのは「金額）に、当該固有事業者の当該課税期間中に終了した当該固有事業者に係る各法人課税信託等（法第十五条第一項に規定する法人課税信託等をいう。）の受託事業者（法第十五条第三項に規定する受託事業者をいう。）の各課税期間における金地金等の仕入れ等の額の合計額（当該各課税期間の月数の合計数が十二を超える場合には、当該合計額を当該合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）の合計額を加算した金額」とする。

第二十八条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第五項中「が法人課税信託」の下に「（法第十四条第一項ただし書に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「（法人課税信託」を「（特定法人課税信託」に改め、同条第十一項中「又は前条第六項」を「、前条第六項」に改め、「第二十五条の四」の下に「及び前条第七項の規定により読み替えて適用する第二十五条の五第四項」を加え、同条第十三項中「法人課税信託の固有事業者」を「法人課税信託の受託事業者」に、「法人課税信託等の受託事業者」に、「法人課税信託（第十四条第一項ただし書」を「法人課税信託等（同条第一項」に、「法人課税信託を」を「法人課税信託等を」に、「（第十五条第四項」を「（同条第四項」に、「法第十四条第一項ただし書」を「同条第一項」に、「法人課税信託の法第十五条第四項」を「法人課税信託等の同条第四項」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　法第十五条第一項の規定の適用を受けた法第十四条第一項ただし書に規定する公益信託に対する国税通則法の規定の適用については、同法第七条の二第一項及び第二項（信託に係る国税の納付義務の承継）中「事由に」とあるのは、「事由又は公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）第三十三条第三項（信託法の適用関係）の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由に」とする。

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

（特定プラットフォーム事業者が合併等を行った場合の取扱い等）

**第二十九条**　事業者が、特定プラットフォーム事業者（法第十五条の二第一項に規定する特定プラットフォーム事業者をいう。以下この項及び第五項において同じ。）のデジタルプラットフォーム（同条第一項に規定するデジタルプラットフォームをいう。第五項第一号において同じ。）に係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合には、当該事業を承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（特定プラットフォーム事業者を除く。次項において「合併法人等」という。）は、当該合併若しくは分割又は譲受けがあつた日に同条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合においては、同項後段の規定は、適用しない。

2　合併法人等についての法第十五条の二第三項本文、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第三項本文中「前項の規定により特定プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限）までに」とあるのは「消費税法施行令第二十九条第一項に規定する合併法人等に該当することとなつた者は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく」と、同条第四項中「第二項の規定により」とあるのは「消費税法施行令第二十九条第一項の規定により第二項の規定による指定を受けたものとみなされる」と、「指定した」とあるのは「把握した」と、同条第五項中「前項の通知を受けた」とあるのは「前項の」とする。

3　法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける国外事業者の法第三十条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定の適用については、法第三十条第二項第一号、第三十二条第一項第二号イ及び第四項第二号イ、第三十四条第一項並びに第三十五条中「課税資産の譲渡等に」とあるのは、「課税資産の譲渡等（第十五条の二第一項の規定の適用を受ける電気通信利用役務の提供を含む。）に」とする。

4　法第十五条の二第四項、第六項又は第十二項の規定による公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

5　法第十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称

二　特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称

三　法第十五条の二第二項の指定の効力が生ずる年月日

**第三十条**　削除

第六十七条の次に次の一条を加える。

（担保の提供命令の手続）

**第六十七条の二**　法第五十一条第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

第七十一条第三項中「特例輸入者」を「特例申告者」に、「（特例申告）」を「（申告の特例）」に改め、同条第四項中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

第七十一条の二第一項第九号を同項第十号とし、同項第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　租税特別措置法第八十六条第二項（外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税）に規定する電磁的記録

第七十七条中「法人」の下に「、公益信託受託事業者」を加える。

附則第十九条の二中「附則第十九条の三」を「附則第十九条の二」に改める。

（消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

**第二条**　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項中「課税仕入れを行った場合」を「控除対象課税仕入れ（同項に規定する控除対象課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合」に改め、同項各号中「受ける課税仕入れ」を「受ける控除対象課税仕入れ」に、「当該課税仕入れ」を「当該控除対象課税仕入れ」に改め、同条第二項中「課税仕入れ」を「控除対象課税仕入れ」に改める。

附則第二十三条第一項中「課税仕入れを行った場合」を「控除対象課税仕入れを行った場合」に改め、同項各号中「受ける課税仕入れ」を「受ける控除対象課税仕入れ」に、「当該課税仕入れ」を「当該控除対象課税仕入れ」に改め、同条第二項中「課税仕入れ」を「控除対象課税仕入れ」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和六年十月一日

イ　第一条中消費税法施行令第二十五条の二第一項第一号の改正規定、同令第二十五条の四の改正規定、同令第二十七条第六項の改正規定、同令第六十七条の次に一条を加える改正規定及び同令第七十一条の改正規定並びに次項の規定

ロ　第二条の規定